東京医科歯科大学病院クリニカルパス委員会規則

（平成２６年３月２５日
規　則　第　９　号）

（設置）
第１条　東京医科歯科大学病院（以下「本院」という。）に、東京医科歯科大学病院クリニカルパス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）
第２条　委員会は、本院におけるクリニカルパスの適切な管理、運営等に関する審議及び利用促進を行って医療の標準化を図ることを目的とする。

（組織）
第３条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 大学院医歯学総合研究科の臨床系又は病院所属の教員２名
(2) 保険医療管理部副部長
(3) 薬剤師　若干名
(4) 臨床検査技師　若干名
(5) 医療情報部教員
(6) 管理栄養士　若干名
(7) 看護師　若干名
(8) 医事一課診療報酬対策室長
(9) 診療放射線技師　若干名
(10) その他病院長が必要と認めた者
２　前項第１号、第３号、第４号、第６号、第７号、第９号及び第１０号の委員は、病院長が委嘱する。

（委員の任期等）
第４条　前条第２項の委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。
２　前項の委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する病院長の任期の末日以前とする。
３　第１項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）
第５条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。
(1) 新規クリニカルパスの作成に関すること。
(2) クリニカルパスの運用見直しに関すること。
(3) クリニカルパスの教育活動に関すること。
(4) その他クリニカルパスの運用に関すること。

（委員長）
第６条　委員会には委員長を置き、第３条第１項各号の委員の互選により選出する。
２　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
３　議長に事故があるときは、委員長の指名する者がその職務を代行する。

（議事）
第７条　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開き、議決することができない。
２　議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）
第８条　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）
第９条　委員会に関する庶務は、病院事務部医事一課において処理する。

（雑則）
第１０条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（その他）
第１１条　この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附　則
この規則は、平成２６年３月２５日から施行し、平成２６年３月１日から適用する。
附　則（平成２６年６月１９日規則第４５号）
この規則は、平成２６年６月１９日から施行し、平成２６年５月１日から適用する。
附　則（平成２８年３月２４日規則第５６号）
１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
２　クリニカルパス小委員会内規（平成２６年３月２５日医学部附属病院長制定）は、廃止する。
附　則（平成２９年１月２６日規則第１８号）
この規則は、平成２９年２月１日から施行する。
附　則（平成２９年１１月２８日規則第１３５号）
この規則は、平成２９年１２月１日から施行する。
附　則（令和３年９月３０日規則第９４号）
この規則は、令和３年１０月１日から施行する。
附　則（令和６年９月１９日規則第７４号）
この規則は、令和６年９月３０日から施行する。